

第9回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成19年6月11日(月)午後3時～午後5時25分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

飯岡久美, 河野征夫, 佐藤道恵, 鈴木清江, 鈴木敏之, 堀田稔, 堀江和義,
前田康治, 吉岡恭子

[説明者]

西村事務局長, 益田首席家庭裁判所調査官, 牛尾家事首席書記官
大佐古次席家庭裁判所調査官

[事務担当者]

宇野総務課課長補佐, 坂本庶務係長

第4 議事

1 委員長開会あいさつ

2 議事

(1) 少年友の会の活動について

ア 広島少年友の会椎木会長あいさつ

イ 広島少年友の会白石副会長から資料1に基づき説明(資料添付省略)

ウ 質疑応答

[委員]

(少年友の会について, 普通会员以外の)賛助会員及び特別賛助会員はどの程度いるのか。

[友の会]

賛助会員は16人である。特別賛助会員はいない。

なお, 賛助会員のうち14人は, 調停委員又は参与員OBである。

[委員]

広く会の活動を知らしめるスタンスはとっていないのか。

[友の会]

会内で相当議論したが, 活動の定着を待ってから考えることとした。

ただし, 広島市のボランティア団体連合会には加盟している。

[委員]

交通講習への援助等の際には, 少年とどのような会話がなされるのか。

[友の会]

私自身は具体的な活動を行っていないが, 他の友の会では, 交通講習の際に, 民事上, 刑事上の責任といった家裁職員と同じような話をしているようである。個人的には, 友の会ならではの話, 例えば, 被害者になった場合のことを考えさせたりする方が, 少年にとって感銘が深いと考えている。

また、社会奉仕活動への付添いの際には、様々な会話がされていると思われる。養護老人ホームで御老人のカートを押しながら会話するような場合には、少年の側でも色々考えることになると思われるが、具体的には把握していない。

ただし、事件のことについては、あまり話していないと思われる。

[委員]

東京では昭和41年に設立されているが、広島において、設立に至るまでにこれだけ長く時間がかかったのはなぜか。

[友の会]

今は、全国少年友の会懇談会というものが年1回実施されているが、広島では、そうした情報に接する機会がなかったことに加え、少年を怖がる気持ち、調停事件処理に追われていること、音頭をとる者がいなかったことが大きな要因であろう。

[委員]

少年の立場に立つと、事件を起こす少年は職業が制限される面もあるので、職業経験の多い方から職業を紹介できるようになればよいのではないか。

[友の会]

自動車関係の仕事をされていた方から自動車の怖さについて話していただくなど、それぞれの職業から得た知識を話すことは、役に立つと思われる。

[委員長]

補導委託先の開拓等、友の会の活動について、裁判所側から説明することはないか。

[説明者]

いわゆる転勤族である家庭裁判所調査官は、地元にある資源を発掘しにくい現状があり、対応に苦慮していたが、広島少年友の会発足後は、既に2か所の推薦をいただいている。会員の方々の情報交換により、今後も拡大が期待されるところであり、大変ありがたく思っている。

昨年10月ころから、宿泊型の補導委託に加え、自宅から職業指導を行う場所に通う通所型の補導委託が可能となった。御紹介いただいた2か所のうちの1か所はこの通所型であり、早速に活用させていただける態勢が整った。

残る1か所については、御紹介いただいたばかりであり、これから調整を行う予定である。

[友の会]

少年を家に引き取ることにはなかなか抵抗があるが、通所であれば考えてみようという方もおられるので、通所型が可能となったということは、よい取組であると考えている。

(2) 少年審判の教育的機能について

ア 説明者から資料2に基づき説明(資料添付省略)

イ 質疑応答

[委員]

家庭裁判所調査官は、どのくらいの事件を担当しているのか。

[説明者]

時期によって波があるが、鑑別所入所中の少年を常時2人程度担当している。平成13年、14年ころは、暴走族の活動が盛んだったため、鑑別所入所中の少年を常時6、7人担当していたことがあるが、現在はその頃に比べると少し落ち着いている。

[委員]

裁判所からの説明内容と、厳罰化や少年院送致年齢の引下げ等に関する報道とのズレを感じるが、少年法改正について、どのように考えているのか。

[委員長]

6月1日に公布され、施行未了の法律である。これから、研究・検討を重ねていくことになると思われ、現段階での回答はなかなか難しい。

[委員]

以前この委員会で広報について議論した時期がある。家庭裁判所の活動を広報する意味で、今回の説明内容等を広島家庭裁判所のホームページに、家庭裁判所委員会の議事録としてではなく、独立のページとして掲載してはどうか。

[事務担当者]

不十分かも知れないが、最高裁判所が運営する裁判所のホームページにおいて、各官職の役割や手続の概要、事件数等が掲載されている。

各裁判所が地域に密着した形で少年事件の情報提供を行っていくことについては、少年事件の性質等を勘案しながら、検討する必要があるものと思われる。

[委員]

家庭裁判所が細部にわたって公表することは難しいと思われるが、少年友の会が行う広報活動の中に本日伺ったような話を織り交ぜることはできないか。それにより、少年友の会でも、賛助会員や特別賛助会員を増やしたりすることもできると思われる。

[事務担当者]

広島高等・地方・家庭裁判所は、毎月21日を「ひろしまの裁判所の日」として、市民講座を行っている。今回は、曜日の関係で7月20日に開催する。今回は、当番庁が家庭裁判所であるため、裁判員制度の説明とともに、少年事件の手続説明を行う予定である。ホームページのような華やかさはないかも知れないが、このような地道な活動も行っているところである。

(3) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

委員から、御質問等をいただいた少年事件関係については、前回と今回で終了し、今回は、別のテーマを扱うこととしたいが、いかがか。

[委員]

少年事件ほど我々が意見を述べることはできないかも知れないが、家事事件を取り扱うこととしてはどうか。

[委員長]

家事事件の中で一番課題が多いのは、成年後見関係事件である。一層の御理解等

をいただく意味で、今回は、成年後見関係事件についての裁判所の取組を取り上げることにしたい。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

12月3日(月)午後3時

以上